

北海道SDGs推進ネットワーク設置要綱

第1 目的

2018年、北海道が命名150年という節目を迎えている中、これから先の50年、100年後に向け、地域創生の成果を確かなものとし、世界の中で北海道の存在感を高め、世界とともに歩む持続可能な地域づくりを進めていくためには、本道において、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を積極的に推進することが重要である。

このため、道内の個人や企業・団体、NPO、行政機関など各層にSDGsが浸透し、幅広い分野や地域で具体的な取組が展開されるよう、多様な主体が連携・協働する全道的なネットワークとして、「北海道SDGs推進ネットワーク」（以下「推進ネットワーク」という。）を設置する。

第2 活動内容

推進ネットワークは、前項の目的を達成するため、SDGsの推進に関する次の活動を行う。

- (1) 情報発信や情報共有
- (2) 情報・意見交換の場づくり
- (3) 普及啓発
- (4) 連携・協働した取組
- (5) その他、目的の達成に必要な活動

第3 組織

- (1) 推進ネットワークは、設立趣意書に賛同し、道内でSDGsを推進する者又はSDGsに関心を有する者で構成する。
- (2) 推進ネットワークの構成員は、必要に応じ追加・変更することができることとし、その手続は別に定める。
- (3) 代表は、北海道総合政策部長とし、推進ネットワークを総括する。

第4 事務局

- (1) 推進ネットワークの事務局は、北海道総合政策部政策局計画推進課に置く。
- (2) 事務局は、推進ネットワークの運営に係る庶務及び調整を行う。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、推進ネットワークの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成30年8月31日から施行する。